

吹田民主商工会

いんぷおめ〜しよん

吹田市川園町20-1
 TEL (06) 6383-2211
 FAX (06) 6382-8160
<http://www.suita-minshou.com>
suita-ms@jasmine.ocn.ne.jp

毎週木曜日の
 昼2時・夜7時
 なんでも相談会

収支内訳書督促状 今年も学習して返還を

5月25日に収支内訳書の督促状が発送されました。今年も吹田民商が積み重ねてきた「学習して返還する」運動で団結を深め、強権的な税務行政に対して請願行動を行います。

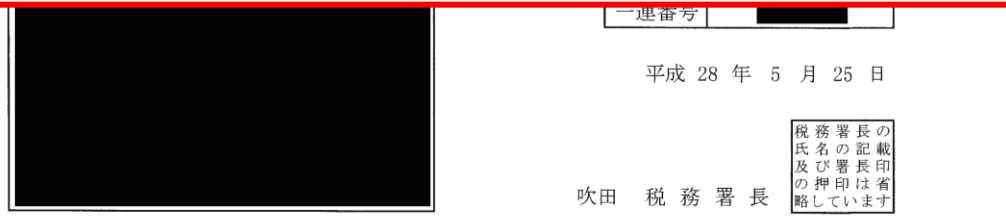
会員の多くは、所得税確定申告の際に「収支内訳書」を添付していません。これは1984年の中曽根内閣が実施した国税通則法改悪の狙いを見抜いた私たちの先輩が全国的な大運動でその狙いを骨抜きにした闘いの成果によるものです。

督促状送付の狙いはなにか

2003年以降毎年、「収支内訳書の提出」を要する文書が送付されてくるようになりました。その狙いは①従順な納税者をつくること。②消費税体制を強化すること。をその時の情勢をとらえながら学んできました。ただ返還するだけでなく、その時々々の情勢や、税務行政の状況をふまえて学習して返還してきました。税務署がなぜ毎年督促状を送付してくるのか、従順な納税者をつくるとはどういうことなのか、消費税体制を強化するとはどういうことなのか、今、問題になっているマイナンバー制度やインボイス制度とともに学習し返還する運動に団結しましょう。

届いた督促状を確認し 学習会で深めましょう

この文書は、収支内訳書が「添付が義務付けられて」いる文書であるため、「提出」を求めています。しかし、収支内訳書は単なる訓示規定であり、1984年法制化の最終答申でも「新たな義務の創設はなく」と言明されています。そして、「行政指導として提出をお願いしている」としながら、「提出」がなければ、「調査を実施する場合」があるとしています。まず、①税務調査は本来、収支内訳書の提出の有無に関わらず「必要に応じて」行われるものです。「提出をしなくても罰則も不利益な扱いもしない」という数十年にわたる税務当局と吹田税務署の見解に反するものです。②この文書は「行政指導」である旨を明記しています。しかし、行政指導を記した「行政手続法第32条2」は、納税者の任意の協力により実現されるものであり、これに従わないことを理由に不利益な扱いをしてはならないと記されています。この文書は、「行政指導」の概念を勝手に捻じ曲げ、収支内訳書の提出は単なる「訓示規定」であるにも関わらず提出を求めています。毎年学習しているこの観点で文書を確認して学習会に持参して下さい。



書類の提出について

税務行政につきましては、日頃から御協力いただきありがとうございます。さて、あなたが提出された平成27年分の所得税(及び復興特別所得税)・平成一年一月一日から平成一年一月一日までの課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書につきまして、下記の☑印の書類が添付されていませんでした。つきましては、下記の☑印の書類を同封の封筒にて6月8日(水)までに当税務署まで御提出ください。なお、提出された書類等に基づき、確定申告書の内容を確認させていただいた結果、後日連絡をさせていただく場合がありますので、御承知おさください。

記

○ 以下の☑のある書類の添付がございませんので、御提出いただくようお願いします。

<input type="checkbox"/> 源泉徴収票	<input type="checkbox"/> 青色申告決算書()用
<input type="checkbox"/> 雑損控除の損失額などの明細書	<input checked="" type="checkbox"/> 収支内訳書(一般用)
<input type="checkbox"/> 社会保険料控除証明書	<input type="checkbox"/> 財産及び債務の明細書
<input type="checkbox"/> 医療費の支出に関する領収書	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> (特定増改築等)住宅借入金等特別控除に関する書類()	<input type="checkbox"/> 消費税等申告書付表()
<input type="checkbox"/> 寄附金控除に関する受領証明書	<input type="checkbox"/> 消費税の還付申告に関する明細書

※ 既に、書類を提出されている場合には、申し訳ございませんが、その旨を担当者まで御連絡ください。上記の☑印の書類は、各種控除等の適用要件の確認や適正申告の確保の観点から添付等が義務付けられておりますので、行政指導として提出をお願いしているものです。税務署では、申告書(添付書類を含む。)や法定調書など各種情報に照らして必要があると認められるときは、調査を実施する場合があります。この場合において、調査に基づき、申告内容を是正することとなったときは、過少(無)申告加算税が課されることがあります。

連絡先	担当者	個人課税第3部門	電話	06-6330-3991 (内線321)
-----	-----	----------	----	----------------------

※ 担当者に御連絡いただく際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。

この文書による行政指導の責任者は、表記の税務署長です。

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民とともに！